

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和3年12月14日(火)			
会議時間	開会	午後1時00分	閉会	午後4時06分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 小岩 寿一		委員 千葉 栄生	
	委員 佐々木 久助		委員 佐藤 浩	
	委員 武田 ユキ子		委員 千葉 幸男	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	千葉局長補佐兼議事係長			
出席説明員	まちづくり推進部長ほか6名 消防長ほか3名			
本日の会議に 付した事件	所管事務調査 ・防災・避難所に関する取り組みと課題について ・地域づくりの現状について ・指定管理による市民センターの現状と課題について ・ふるさと納税について			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会記録

令和3年12月14日

(開会 午後1時00分)

- 委員長 : ただいまの出席委員は8名であります。
全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会いたします。
本日の委員会には、まちづくり推進部長、消防長の出席を求めました。
録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。
本日の案件は御案内のとおりであります。
所管事務調査を行います。
初めに、防災、避難所に関する取り組みと課題についてを議題といたします。
当局の説明を求めます。
小山消防長。
- 消防長 : 消防本部でございます。
どうもお疲れさまでございます。
今日は、防災・避難所に関する取り組みと課題について説明をさせていただきたいと思っております。
それでは、担当の防災課のほうから説明いたさせます。
- 委員長 : 鈴木防災課長。
- 防災課長 : 防災安全対策監兼防災課長をしております鈴木と申します。
本日はよろしくお願いいたします。
一関市の防災事務は消防本部防災課で行っております。
防災課には、危機管理係と住民安全係がございます。
危機管理係につきましては、主に一関市地域防災計画、あるいは国民保護法、それから災害警戒本部、災害対策本部などの事務を行っております。
また住民安全係につきましては、自主防災組織、あるいは婦人消防協力隊、少年消防クラブといったところの育成指導、それから高齢者や避難行動要支援者の安全対策などの事務を行っております。
本日は、危機管理係に関するところは担当の課長補佐、そして住民安全係に関するところも担当の課長補佐が説明し、そして課題について、最後に私のほうから説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長：菅原危機管理係長。

危機管理係長：防災課の課長補佐兼危機管理係長の菅原と申します。

それでは、資料によりまして、順番に説明させていただきたいと思います。

まず1番目に、1の一関市の防災に関する主な計画についてです。

(1) 一関市地域防災計画は、災害対策基本法の規定により、国の防災基本計画に基づいて、一関市防災会議が作成する計画であります。

岩手県地域防災計画に抵触しないように定めることとされています。

計画の構成は、本編、震災対策編、水防計画編、火山災害対策編の4つに分かれております。

本編と震災対策編は、総則、平時から取り組む災害予防計画、災害発生のおそれのある場合の災害応急対策計画、災害復旧、復興計画の4章構成となっており、火山災害対策編は、総則、災害予防計画、避難対策計画、災害応急対策計画、噴火後の対策計画の5章構成となっています。

また、水防計画編は、本編の共通事項に加えて、水防法に基づく項目を取りまとめた計画となっております。

この計画に基づき、市は、市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、一関市災害警戒本部、支部、または一関市災害対策本部、支部を設置して対応しております。

次に(2)の洪水危険河川の監視計画についてであります。

これは、洪水時の避難情報発令の基準としている計画で、平成26年4月に策定され、過去の水害から洪水が起こる危険性が高い、市内11河川の17水位観測所について、水位に応じた職員や市民の行動計画を定めています。

水害の発生前から水防活動をよりの確に行うために策定しています。

次に(3)台風時のタイムラインであります。

台風上陸の5日前から上陸後に至るまでの市の各担当部署がとるべき防災行動について整理した計画です。

どの部署が、どの時点で、何をどうするかという職員行動マニュアル的な計画として策定しています。

続いて、2の災害対策基本法の改正による避難情報の変更についてです。

災害時に市が発令する避難情報について、災害対策基本法が一部改正され、令和3年5月20日から施行されたことから、以前の避難勧告が避難指示(緊急)と一本化されて、避難指示となったことなどについて変更しています。

次に3の火山防災対策についてであります。

火山防災対策については、栗駒山火山防災協議会というものがあります。

これは岩手県、宮城県、秋田県の3県と、一関市、栗原市、横手市、湯沢市、羽後町及び東成瀬村、あと関係機関の連携を確立し、平時から栗駒山の噴火時の警戒

避難体制の整備に関する検討を共同で行うことにより、栗駒山の火山災害に関する防災体制の構築を推進するため、活動火山対策特別措置法の規定により平成 28 年 3 月 29 日に設置されております。

これまで、火山ハザードマップの作成、火山避難計画の作成、火山防災マップの作成を行っております。

また、避難促進施設の避難確保計画の支援を行っておりますが、今年度は、火山ガス濃度の面的観測、また避難確保計画の作成の報告を受けて、この計画に基づく避難訓練の実施を支援しております。

私からの説明は以上となります。

委員長 : 小岩住民安全係長。

住民安全係長 : 住民安全係長の小岩と申します。

よろしく願いいたします。

4 番以降につきましては、私のほうから説明いたします。

4 の防災意識の普及啓発についてです。

(1) の消防・防災セミナーについてですが、自主防災組織等を対象に、火災予防講話、初期消火訓練、救急訓練、防災講話や図上訓練などの講習を実施しております。

消防、防災に関して、住民が知りたい情報や知識を選んでいただき、消防職員、一関市防災指導員、消防防災セミナー、指導者養成講座修了者が講師となり講座を実施しています。

(2) のとなりきんじょ防災会議の日ですが、3 月 11 日をとなりきんじょ防災会議の日として制定し、事業を実施しております。

東日本大震災の翌年の平成 24 年度の一関市防災会議において、3 月 11 日をとなりきんじょ防災会議の日として制定したところであり、事業の内容としては、市役所本庁舎、各支所庁舎、各消防署など、市内 13 カ所にとなりきんじょ防災会議の日の横断幕や懸垂幕の掲示、広報いちのせき I - S t y l e、市ホームページ、FM あすもなどの各種メディアや消防・防災セミナーなどを活用した周知や意識啓発、毎年この時期に合わせ、市民への防災意識の啓発事業の一環として、一関防災フォーラムの開催を行っております。

(3) のいちのせきシェイクアウト訓練についてですが、平成 20 年 6 月 14 日に発生した岩手・宮城内陸地震より 10 年目を迎えた平成 30 年から、地震発生時刻である午前 8 時 43 分に全市一斉で地震対応訓練を実施しております。

訓練内容は、3 つの安全行動、まず低く、頭を守り、動かないを取る訓練を行い、そのあとは周囲の落下危険の確認、災害時の集合、避難場所など、災害への備えを確認することとしております。

(4) の指導員の養成についてですが、消防・防災セミナー、指導者養成講座の

開催、一関市防災指導員A I Dの養成を行っております。

消防・防災セミナー指導者養成講座は、消防団員、婦人消防協力隊員、自主防災組織会員などを対象に養成講座を行っております。

防災指導員として、基礎的な部分を習得することとしています。

講習は2日間で計12時間となっています。

一関市防災指導員A I Dについては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づきまして、消防団の中から防災に関する主導的な役割を担うための指導員を確保、養成すること、及び自主防災組織の指導的な役割を担うものの中から、地域で率先して防災活動を実践する人材を育成することを目的に、平成27年度から開始された講習会です。

消防・防災セミナー指導者養成講座修了者であることが条件となっております。

講習は6回で、計18時間としております。

講習修了者は、一関市防災指導員として、単独でも訓練指導を行うことに加え、自主防災組織の相談、訓練の立ち上げやコーディネート等の手助けも行います。

続きまして、2ページの(5)です。

(5)の表彰についてですが、毎年2月ごろ、市が主催する優良自主防災組織等の表彰を行っております。

活動が特にすぐれ、または顕著な組織や指導者を表彰し、その活動を表彰することにより、他の組織の自主防災組織、自主防災活動の一層の充実、発展及び地域防災力の向上に資することを目的としたものであります。

対象は、幼年消防クラブ、または指導者、少年消防クラブ、または指導者、自主防災組織の代表者、または指導者としております。

続きまして、5の自主防災組織についてですが、一関市では現在420行政区で324組織が結成されております。

今年度は、大東地域の曾慶第2区自治会自主防災会が結成しております。

(2)の活動補助についてですが、自主防災組織の活動金の助成、防火、防災訓練の際における事故に対するの補償を行っております。

活動助成金については、自主防災組織が防災活動を行うために必要な資機材等の整備に対して助成しています。

防火、防災訓練の際の補償については、市民が安心して訓練に参加していただけるよう、市が主催した防火、防災訓練の際における事故に対するの損害賠償や災害補償を行う防火、防災訓練、災害補償等共済負担金制度に加入しております。

次に、6の一関市の避難所についてです。

(1)の指定緊急避難場所についてですが、切迫した災害による危険から身の安全を確保するため、一時的にとどまる場所、または施設であり、洪水、土砂崩れ、土石流、地すべり、地震など、施設ごとにどの災害に対応できるかを定めております。

(2)の指定避難所についてですが、災害により避難した方や住宅を失った方な

どが一定期間滞在するための施設であり、特徴としては、国等からの支援物資の受け入れ、分配場所となります。

また、指定避難所と連携する地域避難所を定め、グループで避難所を運営します。

市職員を配置し、地域避難所を含めたグループ単位での連携、支援物資の分配、情報の共有、地域避難所の巡回を行います。

運営は市職員、施設管理者、自主防災組織などの住民組織が協力して行います。

(3) の地域避難所についてですが、指定避難所と同様に、災害により避難した方や住宅を失った方などが一定期間滞在するための施設であり、あらかじめ定めた指定避難所と連携し、避難所を運営します。

運営は、施設管理者と自主防災組織等の住民組織が協力して行います。

3 ページの (4) となります。

(4) の自主避難所についてですが、指定避難所と地域避難所の関係にかかわらず、災害の種別や状況により、避難情報発令前でも、自主的に避難を希望される方を対象として開設する避難所であります。

開設する避難所は、災害の種類や状況、規模、避難者の利便性を考慮し、その都度判断しております。

(5) のペット受け入れ避難所についてですが、飼養者とペットが同室避難できる避難所として指定したところであります。

市内で合計 10 カ所を指定しており、それぞれの施設において、飼養者とペットが同室避難可能となるよう専用スペースを設けております。

7 の新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営対策についてです。

(1) の避難所の感染対策ですが、1 つ目として、避難所が 3 密状態とならないよう、初期段階で開設する自主避難所をふやし、避難者を分散する。

2 つ目として、避難所における 1 人当たりの避難スペースを 2 平米から 4 平米に広げ、避難者同士の間隔をあける。

この 2 つの対策をとることとしています。

(2) の感染症対策物品等の配備ですが、簡易テント、簡易ベッド、保温用アルミシート、非接触型体温計、ワンタッチテント、避難所運営職員用メッシュベスト、その他消耗品として、サージカルマスク、手指消毒液、使い捨てゴム手袋などを配備しています。

(3) の感染防止対策に留意した避難所運営訓練の実施については、避難所運営に当たる職員などを対象に、感染防止対策に留意した避難所運営訓練を実施しております。

8 の物品の整備についてです。

(1) の避難所配備資機材等ですが、避難所に発電機、投光器、災害時特設公衆電話、避難所運営キッドを配備し、有事に備えております。

(2) の備蓄品等ですが、サバイバルフーズ、これはクラッカーとシチューのセットとなります。

ほかに非常用毛布、女性用生理用品、乳児用液体ミルクを備蓄しています。

(3) の備蓄品以外の物品に係る対応ですが、地域防災計画における食糧・生活必需品供給計画や災害時応援協定に基づき、市内業者との協定において対応いたします。

最後に、添付しております資料をごらんください。

これは、先ほど申し上げました指定避難所と地域避難所との運用にかかる連携イメージを図にしたものであります。

この図で、避難所の運用や機能、役割についてお話しします。

中心に指定避難所がありますが、ここが拠点避難所となります。

次に、青色で示している地域避難所ですが、指定避難所とグループをつくっています。

一関市には 36 の指定避難所があり、36 グループで形成されています。

指定避難所は、地域の人口割合や市民の利便性を考慮し、指定したところがありますが、市域が広大であることから、地域の実情に応じ地域避難所も指定しており、他市に比べ数が多くなっているところであります。

緑色で示した福祉避難所は、最初から避難所にはなりません。

要配慮者などは指定または地域避難所に入ることとなりますが、指定避難所において、避難所生活に支障が出るような場合などの理由があるときに、福祉担当課で福祉避難所へ受け入れの要否を確認した上で移動となります。

この連携方式は、一関市独自のものとなっております。

先ほどの説明と繰り返しになるところもございますが、機能的な説明を行います。

指定避難所は、市の職員や支援物資等の集積拠点となり、地域避難所へ物資を配送する拠点でもあります。

市の職員は、各地域避難所へ巡回し、要望を受けるなどのバックアップを行います。

次に、地域避難所ですが、自主防災組織や自治会などに御協力をいただき開設や運営を行います。

また、避難所ではない集会所などを緊急の避難所として活用する事例や、自宅避難の方、車中泊避難の方などが東日本大震災や熊本地震の時にあり、その人たちへの支援がなかなかうまくいかなかったという課題もあり、支援について配慮していく必要があると捉えております。

私からは以上となります。

委員長 : 鈴木防災課長。

防災課長 : 私からは、防災の課題ということでお話しをさせていただきます。

まず 1 点目として、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により、訓練の減少が挙げられます。

これについては、自主防災組織などの消防、防災訓練が、ここ2年間、新型コロナウイルス感染症発生前の実施率と比べまして52%となっております。

また、訓練の参加人員ということもあるのですが、人数制限を行っている関係もありますことから、こちらが42%に下がっております。

このことについては、地域防災力の低下が懸念される状況であるというように認識しているところでございます。

今後につきましては、何とか新型コロナウイルス感染症前の状況に戻せるように、その都度、状況を見ながらになりますが、対策していきたいと考えております。

2点目になります。

防災の担い手の減少の懸念です。

全国において、少子高齢化とか過疎化など地域社会の構造が変化しております。当市においても他人ごとではないと感じております。

そのようなことから、将来、防災の担い手についての課題が浮き彫りになっているというように思います。

そのような中ですが、当市では数年前から次々と地域協働体が設立されてきております。

その中で、市民センターなどを中心とした経済活動とか社会活動をきっかけとして、新しいつながりができてきておりまして、それが防災に関する広がりにもつながっております。

このことは、地域の新たな防災活動の担い手として注目しているところですが、そのようなよかった事例、奏功事例などの情報収集に努めまして、他の協議会や団体などに情報を提供するなどして、地域防災力の強化につなげたいと考えているところでございます。

また、最近では文部科学省で、学校などに対しまして防災教育の強化ということを始めようとしてございます。

子供のころからの防災教育の充実は将来の防災の担い手として大変重要でありますので、学校などからの協力要請がありましたら、積極的に支援してまいりたいと考えております。

私からは、以上となります。

以上で、全ての説明を終わらせていただきます。

委員長 : 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
佐々木委員。

佐々木委員 : 今、防災課長の課題の最初の部分をもう一度お願いします。

委員長 : 鈴木防災課長。

防災課長：防災訓練が減ってきたということです。
具体的には 52%の実施ということです。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：5番の自主防災組織の絡みで、未結成の地域が一関地域と大東地域とあります。

ほかには 100%の結成率という視点から、気になったのは、私の行政区、大東町中川遅沢行政区ですが、ここの活動補助にある自主防災組織の活動の助成で、先ほどの資料にもありました、投光器、発電機、ヘルメット、こういう器具を整備されたのが大分前なのです。

ちょっと年度は覚えていないのですが、そこから自治会の活動の中に、年度中に 1回は必ず防災活動が組み込まれておりまして、メインが機器の点検というような程度だったものが、どんどん発展してきて、今年 11月に実施したのですが、11月は、普通は収穫祭なのですが、8割は防災訓練という位置づけで、ただの点検ではなくて実際に動かして確認するというような流れと、あとは防災組織の役割分担を確認していただくために、ことしは 65歳以上の高齢者ということで、若いメンバーが、若いと言っても 50代から下なのですが、各戸を回って点検して確認したというような活動に私の地域はなっていて、私は消防団もやっていたので、先ほど説明のあった防災訓練の指導員というのは、消防団員を対象としているという説明もあったことから、地域全体に徹底されてきていると思って聞いていたならば、私の足元の大東地域にまだ未結成地域があると。

住民の人数の多い一関地域がけっこう未結成で、何かがあれば、やはり人口の多いところの被害が多いということからも、ひとつには、今の状況をどのように捉えているのかお聞きします。

その状況を聞く時に、実際組織はできていても、本来必要とされる、先ほど図で示したような考え方や、組織的にでき上がったものを、実際にそれぞれの地域が動けるようになっているのかどうか、その地域の温度差がどのような状況にあるのか、2点について伺います。

委員長：鈴木防災課長。

防災課長：まず、状況になりますけれども、確かに温度差というのは感じます。

一生懸命なところは一生懸命で、毎年人数規模で言えば 200 数十人の地域住民が集まって訓練をしています。

そういうところもあれば、本当に、二、三十人ぐらいの高齢者が集まって訓練をするようなところもあるということです。

組織してから訓練を全く実施されていないようなところもありまして、これについても、訓練を実施してくださいとか、そのように話しているのだけれども、なか

なか、やるところはやる、やらないところはやらないというような状況です。

これについては、私どもも諦めずに、これからも何とか巻き込みながら、地域で防災力が上がっていくような取り組みを進めてまいりたいと考えています。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：52%の実施率ですが、訓練の実施ができていないところには、どのようにこれから向き合っていくと考えていくのか伺います。

委員長：鈴木防災課長。

防災課長：先ほど指導員のお話しもしましたけれども、今219名のA I Dの受講者がおりまして、本当にふえてきている最中のございまして、ちょっと高齢の方もいまして、最初に受講した方はもう引退した方もいるかと思うのですけれども、だんだんふやしていきまして、目標としては行政区の半分ということで、最初目標を立てております。

半分の人数を育成するという目標を立てておりましたが、これは軽く突破できそうな勢いもありますので、そういう人たちにどんどん地域で活躍してもらうような方策で訓練を実施してもらうようなことで考えておりました。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：あと2点ほど伺いしますが、今回、我が清和会では、市長に対しての新年度要望の中に、自主防災組織を一層高める取り組みをという文言を入れたところだったので、きょうの説明は、タイムリーだと思って聞いていました。

その中身を高めるのに、防災指導員A I Dの養成についての説明がありました。

219名というのは、ほぼ消防団員なのか、自治組織の役員なのかということと、行政区数に対して、団員数を見ると必ずしもまだまだ足りていないと思うのですが、私の近くにも、消防の屯所というか、部がありますよね。

部の数に対して、こういう指導資格を持った方々の充足率、比率を見ると、ほぼ全部の各部に1人、2人ぐらいはいるようになっているのか、なっていないのかお尋ねします。

委員長：鈴木防災課長。

防災課長：消防団と自主防災組織の方のデータを持ってこなかったのですけれども、私の記憶では、大体半々ぐらいで、先ほど受講者を219名と言いましたが、これは6回の受講がありまして、全部参加できない方もおりまして、2年、3年かけて取るとい

うことも可能にしているのですけれども、実際、認定者数ということになりますと149人になっております。

受講している人が、3週間おきに6回受けて、長期スパンで受けてもらうのですが、忙しくて受けられないときは次の年に受けてもいいというように、認定されるまでに何年もかかる方もいます。

今、受講している方は219名で、その中で実際に認定された方は149名ということです。

このうちの半分ぐらいが消防団員となります。

委員長：これからどうやってふやしていくのかについてはどうですか。

鈴木防災課長。

防災課長：最初のころに比べて申込者がどんどんふえている状況で、コロナ禍なので、今、人数を絞っているような状況です。

これについては、やはりだんだん認知が高まってきているということで、今までの取り組みを進めていくということで考えております。

委員長：武田委員。

武田委員：いろいろな計画を立てていただいて、本当に市民の安全のために日々努力いただいていると理解しますが、このような中で、かなり住民が、その計画等をきちんと知っておくと、なお、その連携というか、住民が消防なり何なりの発令、あるいは計画に基づいたものを実施するのは市民でしょうから、そういったものの周知の方法はどうなっているのか。

それから、いつも現場で混乱するのですね。

一般の方を避難したほうが良いということで、その場所に誘導されれば行くのですが、それを誘導する方とか、言うなれば自主防災組織の上に立っている方、行政区の上に立っている方とか、いろいろその方々の認識がなかなか難しい、当然このような表現では難しいのは当たり前だと思いました。

6番目の一関市の避難所というところで、(1)は指定緊急避難場所、それから、(2)の指定避難所、(3)地域避難所、(4)自主避難所、これの縦分けが、なくてもあってもいいのなら1つの名称でいいのですが、それぞれ機能が若干ずつ違うのですよね。

どういう状況の時はここ、そうではない時はここ、ここは一時的ですから次のところに移らなければならないと、文言でこのように整理していただくとわかるのですが、恐らく、対象となる地域のリーダーの人たちはこれすらも理解できていないと、私は、普段のそういった活動の中に入っていると、そのように思います。

これは、国なりそういったところでの指定の文言なのかということ、それから

もう少し住民に対して、そういう場所をわかりやすい表現というのは何とかならないのかと思うのです。

これで、ああでもないこうでもないという、その全然的外れな議論が、その集まりの都度にあるのですね。

それをどこに収めるということもなく、緊急時の集まりは終わってしまうと。

理解度が進んでいないと思いますが、その辺はどのように考えているかお尋ねします。

委員長：鈴木防災課長。

防災課長：理解度が進んでいないということでございますが、確かに、住民にとりましてはちょっと複雑かもしれません。

ただ、この文言については、指定緊急避難場所と指定避難所というのは、国で定めた災害対策基本法で定められている文言でございます。

地域避難所は一関市独自のものとございます。

先ほどの説明でありましたが、市の面積が広いので、その指定避難所の数、あるいは市職員を送れる、避難所に入れる、運営できる数だけを送れないということがございまして、指定避難所にとりあえず市職員を送って、それでそのグループで地域避難所というのを設けまして運営するというようになっております。

このことを住民の方に伝えるとなるとなかなか、それぞれ消防防災セミナーというものを開催してしまして、そのときにこのような話をしてほしいという要望があった時にはお話しをしているのですけれども、なかなか訓練の種別もさまざまでありまして、消火訓練をやりたいとか、ほかの訓練をやりたいというのもありまして、これだけのことは話す機会がなかなかなくて、住民周知が広まっていないというのはそのとおりかと思えます。

これからにつきましては、そのあたりを踏まえまして、何とかこういう講習会を開かせてほしいということ、それぞれの代表者の方にお願ひしまして、周知を広めていきたいというように思います。

委員長：武田委員。

武田委員：いずれ、自主防災会というものは特化してできているわけです。

その指導的立場の人たちという方々に対しては、やはり誤解のないような、住民周知をする立ち位置にあります。

あなた方の代弁者なのです。

そして、当然、その方々の信頼が高くて、有事の際はその方の誘導なり何なりがかなり有効に働くというような、そういう流れなのだと思うのです。

なので、今はどちらかというと控え目な御指導のお話しがありましたけれども、

こういったものについて、私はやはり、お聞きしている方々に対しては、きちんとそういったことをお伝えし、住民の先頭に立って、避難なり何なりをしていただくためのお力添えをするためには欠かすことのできない、こればかりではないと思います、いろいろありますが、そういったことは、きちんと御指導していただくという、そういうお力添えをぜひお願いしたいと思います。

その中で、1 つだけ、いつでしたか、これも法的にですが、全世帯で火災感知器の設置義務がありました。

皆さん方は、その後の維持管理は、住民一人一人は何ら知識はあまりないのではないかと思うのです。

ただ、注意喚起とか電池の交換とか、機能しているかななどの点検とか、そのようなことについては、この際なのでお聞きしますけれども、どのような御指導をされているのかお聞きします。

委員長：小山消防長。

消防長：きょう来ている職員は担当が違うもので申しわけないのですが、私の記憶では、たしか市広報だったか、広報119だったかに、電池の交換等の広報について、10年たちましたというような広報を載せたと記憶しているところでございます。

委員長：武田委員。

武田委員：国で設置義務をしたとすれば、つけて終わりとなれば国もいかなものかというところなのですけれども、ローリング的なことについての、何か付随事項はないのですか。

委員長：小山消防長。

消防長：ランニング的ということで、いずれ電池で動いているものでございますので、電池の交換が必要だということで広報をしたと記憶しております。

委員長：武田委員。

武田委員：いや、その前段として、国レベルで設置義務と維持管理義務みたいなのはないのですか。

広報でやったからと、市民の皆さんが広報を見て、家の高いところにあるものをどうなっているか調べるのはなかなか厳しい。

予算をきちんと取ってやったことについての注意喚起とか、その仕組みづくりを、もう少し、地域のそれこそ自主防災会の方なり、行政の方、行政区の方々など

に取り組んでいただくような方策を発信していく必要があるのではないかと思います。

きょうは担当の方はいらっしゃらないという話でございましたから、あれは設置して終わりというものではないということです、そのときだけではなく、きちんとしたフォローをぜひお願いしておきたいと思います。

委員長：小山消防長。

消防長：設置義務は各御家庭にあるわけですが、その住宅用火災警報器につきましては、電池がなくなるとブザーが鳴る仕組みとなっております。

そのときには恐らく気づいて交換していただけるものとなっておりますが、防災セミナー等においてもそのような質問も来るかと思っておりますので、そのときには、いづれ皆さんに周知していきたいと考えています。

どうもありがとうございました。

委員長：小岩委員。

小岩委員：釣山に住んでいる方から緊急の避難所は具体的にどこなのか聞かれたのですが、釣山地域の緊急避難場所はどこですか。

委員長：休憩します。

(休憩 13:50~15:54)

委員長：再開します。
鈴木防災課長。

防災課長：避難所につきましては、それぞれ民区によって行く避難所というのは決まっておりますが、災害によっては、自主避難所等から開けることがほとんどでございますので、もし、どこに行けばいいかわからない避難所があった場合は、お問い合わせをいただければ、こちらからお知らせすることができますので、そのようにしていただきたいと思っております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：きょうの調査は、防災・避難所に関する取り組みと課題についてという所管事務調査ですけれども、この中に消防団という活字が1つも出てこないのですけれども、消防団はこれらには一切かわらない、消防団という組織はかわらない

という捉え方でいいのですか。

それとも消防団が、市職員と同等なものとなればいいのか。

委員長：小山消防長。

消防長：申しわけありません、消防団は防災活動をしていただいている組織でございます。こちらサイドの話なのですけれども、その組織そのものが防災担当でないところで消防団の活動を担当していましたので、申しわけございませんが、今回の資料には入れなかったところです。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：とすれば、ここの中の普及啓発なりに、消防団の活動などを付け加えておかないと、消防団は全然、防災とかにかかわらなくていいのだというように捉われかねないので、その辺は、何か項目を入れたほうがいいのではないかと思います。もちろん大切な組織であることは私たちは十分認識していますが、活字としてあらわれないと、一関市の防災とは何だろうという気がしますので、今後、消防長からその辺は検討の上、または何かの際には、活字としてあらわしていただきたいと思いますがいかがですか。

委員長：小山消防長。

防災課長：消防団につきましては、本当に、我々と一緒になって防災活動をしていただいている大切な組織であります。今回、入っていなかったことについてはこちらの手落ちだったと思っております。申しわけございませんでした。今後は入れたいと思います。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：次に、ペット受け入れ避難所について、先ほど同室できる避難所は10カ所というお話しでしたが、実態として、ペットを連れて普通の避難所に行って、自分は避難所に入って、外でペットを飼うということについてはどうですか。いいのですか、悪いのですか。

委員長：小岩住民安全係長。

住民安全係長：ペットの受け入れ避難所については、令和2年度に指定させていただいたと

ころです。

それまでは、ペットについては、ペットと一緒に同室避難というところではなくて、避難した場合は、その施設の管理者並びに避難所運営の担当の方などと相談をして、例えば別々とか、一角の様子を見ながらということやってきたわけですが、新たに同室避難を設けたところがございますが、普通の避難所で別々に避難されるということも、それはそれでありということもございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：実際に、この同室避難所ができる前にペットを連れて行ったならば、うちのほうではそこまでやらないのだから避難されても困るというようなことを担当者から言われたということで、その後この同室避難所の設置が出てきたのだけでも、現在の体制的には、その施設の管理者と協議するということですよ。

本部と連絡しても、施設管理者と協議して対応してくださいというお話だと。

そういう体制なのか確認します。

要は、管理者がだめと言ったらだめということなののでしょうか。

委員長：小岩住民安全係長。

住民安全係長：避難所については、一般の避難者もいらっしゃるわけですので、全ての方がペットに対して寛容と言いますか、そういった立場ではないところから、順番としましては、避難先でこの10カ所の同室避難所を紹介していただいて、まず移動を優先していただくと、そうすると同室避難が可能だということです。

それ以外につきましては、やはり施設管理者と避難所の方と相談していただいて対応していただくということになっております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：それはわかるのだけれども、実際にペットを飼っている人が避難するときに、いざ避難して、その施設の人と協議と言われると、施設のほうではもちろん言ったように、一般の避難者もいるので一緒では困るから同室避難所に避難してくださいと言われたときに、そこまで遠いと、だからここで引き受けてもらえなければ家に帰るしかないのだという方もいるようだけれども、そのあたりは本部ではどのように指導しているのか。

避難所の体育館の離れた棟ならいいよとか、そのような指導はできるのですか。やはり施設管理者に全て判断させるしかないということですか。

委員長：小岩住民安全係長。

住民安全係長：市では、避難所運営訓練をこれまで実施しておりまして、その際に、そういった避難所においては、かけ下げの屋根があるとか、雨、風は最低限しのげるとか、そういったところにペットを置いて、飼い主は中でというようなところは容認しております。

それでも構わないというところです。

ただし、中の同室避難については、施設管理者の同意が必要だということでございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：ということは、そういった相談にはのるということですか。

そういった方については対応しますから、どうぞ安心して避難してくださいということをお願いということですか。

結局、本部では、施設管理者と相談してくださいと言うわけだ。

施設管理者のほうは、さあて困ったなあ、ペットについては同室避難所に行ってほしいからここはちょっとというようなことを言われるから、その訓練なり指導で、何とか受け入れるような体制を取ってくれないかということは消防本部のほうから言ってもらえればいいのかと思うのだけれども、いかがですか。

委員長：小山消防長。

消防長：委員御存じのように、この問題につきましては、最初、職員が担当して、一般の避難所で受け入れをするということでやっていたところでありましたが、やはり避難してきた方がいろいろ抵抗があるということで、安心して避難できるように、そのペット同室避難所については、各地域に1カ所、一関地域については3カ所準備したところです。

そこについては、ペットを必ず受け入れるということで準備をさせていただいたところでもあります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：そういう体制の中で、施設管理者に受け入れるように何とかしてくれないかということをお願いしてもらえませんかという話ですよ。

委員長：小山消防長。

消防長：それにつきましては、やはりその場所が狭い避難所、広い避難所があるわけでご

ございますし、その避難してきた方が一般の方ですので、不満が出てくるなどもありますので、なかなかうまくいかないとは思っています。

そのようなことから、確実にペットと一緒に避難できる場所というところで、先ほど申しましたペット専用の同室避難所を用意させていただいたところでございます。

委員長：千葉栄生議員。

千葉(栄)委員：自主防災組織を一関地域、大東地域以外は100%となっていますけれども、実際、結成したけれども、存続が大変だという声が上がっているところはないのですか。

あともう1点は、となりきんじょ防災会議の日を設定したと。

そこは防災をまず考える日として、それと連携させて、先ほど課題にあった、自宅や車中で避難している方の多様な課題だよということがありました。

ぜひ、そこも含めて本当の隣近所で防災を考える日にして、現状をわかっているのはやはり隣近所だと思うので、ぜひそういう活動も広めてもらえるように、自主防災組織も、消防団等も活用しながら進めてもらえれば、課題が少しずつ和らぐのではないかと思いますので、その辺についてお聞かせ願います。

委員長：小岩住民安全係長。

住民安全係長：確かに高齢化と人口減少で存続が大変な自主防災組織と言いますか、そのような民区が存在してきているというところは、何件か話を伺っているところがございます。

基本的に、自主防災組織の枠組みが、隣近所と言うところでスタートしていただいたと考えておりますので、枠組みのまま、なるべく、活動を継続していただきたいと思うところなのですが、中には、複数の行政区が1つになった自主防災組織などもございますので、今後、将来的にはそういったところも考えていかなければならないかと思えます。

委員長：千葉栄生委員。

千葉(栄)委員：やはり高齢化が進んでいて、活動が大変だというのが事実だと思うのです。

複数の行政区で1つになっているところもあるということも踏まえて、ぜひそこは自主的に協議してもらって、無理に1つでなくてもいいのだよと、例えばですが、そういうやり方にしていてもいいのかなと。

私のまわりもそうなっていますので、本来であれば、その行政区でできればいいのですが、そこは難しい、でも頑張ってやれているところもあると思う

ので、ぜひそこは、柔軟に協議できる仕組みをつくってもらえればと思います。
要望です、よろしくお願いします。

委員長：そのほかに質疑の方はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようですので、以上で、質疑を終わります。

以上で、防災・避難所に関する取り組みと課題についての調査を終了します。

小山消防長を初め職員の皆さんにはお忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございました。

暫時休憩します。

(休憩 14:09～14:14)

委員長：それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、(2)の地域づくりの現状について、及び(3)指定管理による市民センターの現状と課題について、以上2件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

森本まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：私からは、本日の調査事項の説明概要について、初めにお話しをさせていただきます。

まず、地域づくりの現状についてであります。当市の地域づくりにつきましては、一関市総合計画において、市民、各種団体と行政が相互理解のもと、ともに行動する協働のまちづくりを推進していくこととしております。

さらに協働のまちづくりの基本指針となります一関市協働推進アクションプラン、それから、その実行計画の位置づけとなる一関市地域協働推進計画を策定し、コミュニティ機能の再生充実と地域力の強化を目指す地域協働体の体制強化と活動支援を柱とした各種制度の構築から実施に至る基本的な事項を定め、地域づくりへの支援を行っているところであります。

本日はこれまでの経過を含めまして、地域づくりに対する市からの支援について御説明をさせていただきたいと思っております。

次に、指定管理による市民センターの現状と課題についてであります。市民センターの指定管理は、地域協働体が市民センターの管理運営を行うことにより、市民主体の地域づくり活動を促進する上で効果的であることから、段階的、年次計画的に進めてまいりました。

平成28年度に藤沢町住民自治協議会による藤沢市民センターの指定管理がスタ

ートし、令和3年度までに34の市民センターのうち、28の市民センターが地域協働体による指定管理に移行しております。

さらに、令和4年度から新たに2つの市民センターが指定管理に移行する見込みであります。

本日は、市民センターの指定管理の状況についての説明と市民センターの管理運営に関し、地域協働体からいただいている要望や今後の課題について説明をさせていただきます。

資料による説明につきましては、それぞれまちづくり推進課長、いきがづくり課長より説明させます。

よろしく願いいたします。

委員長：佐藤まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長：私のほうから地域づくりにつきまして説明をさせていただきます。

資料1、地域づくりは行政主導型から地域協働型へをごらんいただきたいと思っております。

こちらにつきましては、一関市は合併により広がったことから、行政の可能性は広がった一方、画一的、公平的、平等の原則で行わなければならない多様な地域課題への対応が難しくなったということで、お手元の資料の一番下の欄にありますように、これまでとこれからに分けております。

これまでは、進め方は画一的に進め、発想としては行政といったものを、右側にありますように、これからは地域主導で進めると、それから発想は地域の方々に考えていただくということで、その効果としましては、今まででしたら取り組み優先順位は時間がかかり、地域画一的に進めなければならないということで、時間がかかり不満が残っていたものを、地域主導で進めることによりまして、取り組み優先順位は地域で決めていただいて、地域でできるものは地域で積極的に進めていただくというような方向で地域づくりを進めるということで、新市の進め方として決定したところでございます。

続きまして、資料2をごらん願います。

平成22年に策定しました一関市協働推進アクションプランでは、地域協働の仕組みづくりとして、地域の範囲を市内30の公民館の管轄範囲をもとに、現在は34の地域、藤沢、滝沢、関が丘、真柴が加わって、現在は34の地域となっておりますけれども、その公民館の管轄範囲をもとに、まちづくりを市民が中心となって進めるための組織としまして地域協働体づくりを促進してきたところでございます。

さらには公民館を地域住民の活動の拠点として、その管理運営を地域協働体に任せて協働のまちづくりを推進していくとしたところでございます。

現在のところ34、当時は公民館ですけれども、現在は市民センターに移行しておりますけれども、34の地域のうち33の地域において地域協働体が設立されている

ということになっております。

地域協働体による指定管理につきましては、この後のいきがづくり課からの説明がございますのでここでは省略させていただきますけれども、地域協働体を簡単に申し上げますと、地域協働体というのは、資料の真ん中にありますように円卓会議のような組織であるということでございます。

地域協働体の構成員は、自治会や地域の各種団体、NPO法人など地域の幅広い団体が参画しているところでございます。

地域協働体は、その取りまとめというか、行政との重要なパイプ役の役目を果たすということで地域協働体は円卓会議のようなまとめ役となるということを目指しているところでございます。

地域協働体によっては、一番下にありますように、必要に応じて部会などを設置している協働体もございますけれども、そちらは、私どもが把握している範囲では、部会まで設置しているところはあまり多くはないというところでございます。

続きまして、次のページの資料3をごらんいただきたいと思っております。

こちらの資料3につきましては、現在までの経緯をまとめたものでございます。

平成22年度に、協働のまちづくりの基本指針となります一関市協働推進アクションプランを策定しまして、市民協働のまちづくりを進めるための基本的な方向と取り組みの仕方を示したところでございます。

平成25年には、専任集落支援員を配置しまして、地域協働体の設立の支援や地域づくり計画作成の支援を行ったところでございます。

平成26年度には、地域協働体支援事業補助金を設立しまして、こちらにつきましては地域協働体が策定する地域づくり計画を策定するための補助金を創設しまして、合わせまして、地域協働推進員、こちらにつきましては地域協働体が雇用する職員を1年目は市の非常勤職員として、2年目からは地域協働体で直接雇用していただいて、その直接雇用する分の職員は補助金で見るということで、そういう職員体制をとって支援が始まったところでございます。

平成27年度には公民館を市民センターに移行しまして、あわせて地域協働体活動費補助金、これは通称ひと・まち応援金と言われておりますけれども、こちらを創設しまして支援をしているところでございます。

平成28年度からは市民センターへ指定管理者制度を導入しまして、藤沢市民センターが藤沢町住民自治協議会による指定管理へ移行したところでございます。

平成30年度には地域協働支援員を配置しまして、こちらは各協働体を回って歩いて、いろいろ相談、指導をしたところでございます。

令和元年度には、第2次一関市地域協働推進計画を策定しまして、地域人材の育成と確保、地域の特性を起こした取り組みなどの推進を計画したところでございます。

令和3年度におきましては、地域づくりモデル事業交付金を創設しまして、こちらにつきましては、これまでの地域協働体へのひと・まち応援金により支援してい

たものを柔軟に活用できるようにということで3つの団体を選定しまして、地域づくりモデル事業交付金という制度を創設して現在に至っているところでございます。

また、一関市の協働推進アクションプランにつきましては、策定しましてから10年が経過しておりますので、現在見直しを行っており、今年度には新しいアクションプランを策定する予定となっておりますところでございます。

続きまして、資料の4を見ていただきたいのですが、地域づくりへの市の支援ということで、こちらにつきましては、市からの財政的な支援の状況を実施主体ごとにまとめた資料になります。

市では財政的な支援のほかにも、いちのせき市民活動センターに委託しまして、地域協働体や自治会などからの相談業務や会議でのコーディネーターとしての派遣などの人的な支援も行っているところでございます。

この資料の真ん中に円を4分割しております図がありますが、こちらの上の左側の地域協働体から説明をさせていただきます。

地域協働体への支援につきましては、先ほど申し上げましたように現在33の地域協働体が設立されておまして、それぞれの協働体が策定しました地域づくり計画の実施に要する経費への補助及び事務局職員1名分に係る経費を補助し、地域づくり活動を支援しているところでございます。

続きまして、下の地域おこし事業と書いてある部分ですが、こちらにつきましては、地域おこし事業への補助につきましては、おおむね一関市民で構成された団体が行う、活力ある地域づくりのために行う事業などに補助しているものでございます。

補助金につきましては、補助率3分の2以内、限度額を50万円として地域おこしの団体を支援しているところでございます。

続きまして右上ですけれども、元気な地域づくり事業、こちらは実施主体は行政となりますけれども、元気な地域づくり事業につきましては、地域住民と行政が相互に協力しながら事業を展開し、地域の特性を生かした特色ある地域づくりを推進していくことを目的としております。

こちらにつきましては、それぞれの支所が事業主体となっていくため、予算につきましては均等割と人口割で積算しまして、各支所に配分し、支所長の権限で事業を実施しているところでございます。

最後になりますけれども、円の右下の自治会等活動費総合補助金につきましては、自治意識の醸成と地域課題の解決に取り組む活動を支援するために自治会等が行う事業に要する経費、及び自治会の拠点施設となります自治集会所の整備に要する経費を補助しているものでございます。

補助につきましては経費の3分の2以内としておまして、自治会ごとに限度額を設定して対応しているところでございます。

以上が、事業実施主体別による地域づくりについての説明でございましたけれども

も、このほかに、市ではいちのせき市民活動センターと連携しながら、協働体の職員の階層別の研修会、あとは協働体の役員の研修、自治会長を対象とした研修、市民センターとか一般市民を対象とした会議の持ち方の研修とかを実施して、地域づくりに関する人材育成に対する研修を行っているところでございます。

以上、地域づくりへの市の支援の説明となります。

委員長：伊藤いきがづくり課長。

いきがづくり課長：私からは、指定管理による市民センターの現状と課題について説明をいたします。

まず、地域協働の拠点施設としての市民センターでございますが、平成 27 年 4 月に、それまで生涯学習の拠点及び地域活動の支援の役割を果たしてきました公民館の機能を活用し、より地域が使いやすく多様な活用ができる施設として市民センターへ移行してございます。

市民センターの地域による管理についてでございますが、行政が施設管理に必要な財源を負担し、地域協働体が管理することにより期待できる効果として 5 つほど挙げてございます。

まず、①として、地域協働体が持続的に活動するための拠点として、事務所機能と活動資源としての施設が確保できること、さらに施設の主体的な管理により、事務局員等の人材が確保されることで組織の強化が図られます。

②といたしまして、地域が管理運営することにより、施設ごとに地域の個性や特性などを生かし、地域協働体の創意工夫による施設活用が期待できます。

③といたしまして、みずからの活動拠点をみずからが管理運営するという自治意識の向上につながります。

④といたしまして、市民センターに地域住民が求める人材を配置することにより、地域への関心や協力、連携体制が一層強くなることが期待できます。

⑤といたしまして、地域の担い手についても、地域協働体が確保した職員を介して、中長期的に地域の後継者となるべき若者や壮年層を掘り起こし育成していくことが期待されます。

このように、地域協働体の持続的な取り組みが確保される仕組みとして、市民センターの地域管理を進めてまいりました。

1 ページ目の資料の右側には、各市民センターの指定管理の状況を記載してございます。

令和 3 年度までに 34 の市民センターのうち 28 の市民センターが指定管理となっております。

続きまして 2 ページ目をごらんください。

2 ページ目の始めに、年度別の指定管理の導入の状況を記載してございます。

令和 4 年度には新たに 2 つの市民センターが指定管理となる予定としてござい

ます。

続いて、市民センターの課題についてでございますが、指定管理が始まり、5年間の指定管理期間が満了し、更新時期を迎える市民センターも多くなっておりまして、それぞれ指定管理を行っている中で生じたさまざまな要望などが地域協働体から寄せられているところであります。

まず1つ目として、一番多く要望として寄せられているのが人件費についてでございます。

市民センターの職員の配置の考え方について説明をいたしますと、地域管理に移行する時点の市民センターの職員数を基本として指定管理料の積算をしてございます。

さらに、もともとのその職員数に加えて、地域づくりに従事する事務局職員1人分について、指定管理料とは別に地域交付金で経費を積算してございます。

これにより、市民センターの職員は地域管理の移行前と比較すると1人増員することができるような配置の考え方をしているところでございます。

指定管理を受けている地域協働体からは、実際に職員を雇用したり、事業を行っていく中で、安定した人材を確保するために人員体制や給与増のため指定管理料の人件費の見直しを要望されているところでございます。

地域協働体の人件費についてですけれども、先ほども申し上げましたが、市民センターの指定管理料と地域協働体への地域交付金、こちらはひと・まち応援金、または地域づくりモデル事業となりますが、この2種類で賄われておりまして、人件費が2種類に分かれているため、法定福利費の納付等の事務処理が非常に煩雑となっているということで一本化できるよう要望されているところでございます。

また、続きまして、社会教育事業についてでございます。

市民センターの指定管理につきましては、施設管理だけではなく、社会教育事業についても実施していただくこととしてございます。

社会教育事業の支援については、市が主催する研修や岩手県で実施している研修への参加支援に加え、令和2年度からは、社会教育の専門的知識や技術の習得により、社会教育事業、さらには地域づくり活動に活かしてもらうべく、国の機関が実施する社会教育主事講習の受講に対する補助金を創設したところでございます。

こちらの研修につきましては、18日間という長期の講習のため、交通費や宿泊費の支援のほかには代替職員を雇用する経費についても補助しているところですが、なかなか受講者がふえない状況にございます。

こちらにつきましては、今後、社会教育主事講習の周知を早い段階で行い、市民センターが余裕を持って勤務調整を行えるように配慮したいと考えてございまして、また、担当職員の会議の場などで、受講した職員から講習を受講した感想などを聞く機会を設けるなど、参加を促す取り組みを行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして3番目でございます。

先導的な取り組みによる施設保有の見直しについてでございます。

市の公共施設等総合管理計画に基づく先導的な取り組みによる施設保有の見直し方針では、市民センターの本館につきましては、地域づくりの拠点施設として今後も活用していくため必要な機能を確保し長寿命化を図ることとしてございますが、市民センターの分館や体育館については、こちらの下記の表に掲げている施設については保有縮減の方針が示されているところでございます。

市民センターの分館につきましては、建築後 41 年以上経過した施設が対象となっておりまして、市民センターの分館のあり方を検討するとともに、当面、施設の利用が可能な施設については地元自治会への無償譲渡を検討することとしております。

市民センター体育館につきましては、こちらも建築後 41 年以上経過した施設として 5 施設が対象となっております。

施設を維持するには躯体の長寿命化のほか、2021 年度以降の水銀灯の製造禁止への対応等、多額の事業費が必要となると見込まれることから、使用期限を定めて廃止の検討をするという方針になってございます。

いずれも地元や利用者との協議を行いながら、必要な支援策についてもあわせて検討を行ってまいります。

最後に 4 番目としまして、指定管理へ移行していない市民センターについてでございますが、こちらは、これまで同様、期限を設けることはせず、地域の実情に応じて視察や勉強会などを開催し、指定管理に関する理解を深めていただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

また、本日お手元に追加資料として、市民センターの利用状況を配付させていただきました。

平成 29 年度から年度ごとの状況と、市民センターごとの数字につきましては、令和元年度の実績を載せてございます。

右側の一番下のほうには、令和 2 年度の全体の実績を載せてございます。

令和 2 年度につきましては、この新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、件数、人数とも減ってございまして、前年度比、件数で 84.7%、人数では、前年比 64.3%となっております。

詳細については後でござらんいただきたいと思っております。

私からの説明は以上となります。

委員長 : これより質疑を行います。

武田委員。

武田委員 : 地域づくりのことですが、自治会への補助金、その用途というか、申請できる要件ですが、要件緩和が必要ではないかと私は見えています。

例えば、施設に特化した部分がかかなり、全体を私が知っているわけではないので

すが、私の地元を見ると施設に特化したもので、わざわざ、いろいろと創意工夫しなければならぬぐらい、これは歴史がありますから、ただ、今、いろいろなところから私どもにお話があるのは、近隣の草刈り、そういったものが本来機能しなくなってきたというようなことから、自前での住民のお力でやれるところもあればそうもいかないところがある。

あるいは、何ともならなくて行政のほうに駆け込むという状況にあるというように認識していますので、ぜひ、自治会の補助の要件を、ある程度もう少し今のニーズに合ったようなものにまで拡大する必要があるのではないかと考えております。

その辺のお考えはいかがですか。

それから、市民センターにつきましては、今、議会では、指定管理者のこういうタイミングにあります。

確かに、ここに課題として挙げられているものはそのとおりでありまして、1つには、この人件費については、公民館活動と地域協働体で、財布が2つだと、ですから別々に、何時間がこの作業に携わって、何時間はこちらに携わったみたいなの、1人の方が両方の仕事をやっているわけですから、それを分けてやるということは、職員の人数も限られたり、能力的なものもありますから、無駄だと。

ですから、役所のほうでぜひその辺のところを何とかしてほしい。

私は、今回このこともですが、本会議の話もありましたから何か所かの市民センターに行ってきましたが、どこでもそう言っているところがありますので、社会教育事業のほうについては、今いろいろと代替の確保が難しいので、ある程度対策というか、対応もお示しいただきましたが、1番については、今のところ課題ですというところでしたから、ぜひ早急にやらないと。

これはなかなか、今、職員が足りないという状況の中で頑張ってもらっていますから、このような役所的な考え方をもう少し工夫していただいて、自治会に負担にならないようにしたい。

それから、どうしても職員の給料が安くて、なかなか新たな方を雇うとしても、お手を挙げてくださる方がいないという話もあります。

今回、今、地域モデル事業交付金のモデルということで何か所かでやっていただいたと、これがある程度、功を成すというような判断であれば、水平展開をしていくのだろうというように期待はしていますが、そういう中で、例えば職員への報酬、給料等も個々の協議会で、ある程度柔軟な対応ができるようになるのかどうか。

それから、いろいろと市民センターは、既存の施設を使ってということが大前提でスタートしたわけです。

公民館単位と、それから分館が必要であれば、分館が用意できる既存のもので新しいのは建てませんというようなことでのスタートでした。

ですから、かなり、そういうその施設に対応しているかと言えばそうでないところも多々見受けられるという中で、やはり地域にそういった事業をお願いするに当たっては、役所的には施設の整備とか何とかについては、何はさておきお願いをす

るのに、あれもこれもという、我慢をしてやってくれという話にはならないと思いますので、ぜひその辺はお話をきちんと聞いていただいて対応していただきたいと思います。

特に、やはり前から話されている、地元のなのはなプラザにある市民センターは、会議室が結構ありますが貸館業をやっていますよね。

貸館業をやっていますが、全く会議には向かない部屋ばかりというのは、皆さん御存じなのですよ。

あそこに行って、こんにちはと言って市民センターに行くと、裏側の廊下にまで響いてきますし、裏側の会議室で会議をやって、暑い時とか新型コロナウイルス感染症対策でドアを開けてみますとフロア全体に声が響いています。

ということは、かなり、その難聴な方々は大変ですし、逆に難聴になるような、健康にも大変悪いという状況です。

今、床に貼って、ある程度防音対策を少しやっただいているような状況もあるようですが、貸館業をやらせているのであれば、お金を取っているわけですから、早急な対応が必要だということで、その辺はきちんと対応するべきではないかなと思います。

委員長 : 今、武田委員から4点ほど質問がありました。

要望もありますので、ひとつ答弁をお願いします。

佐藤まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 : 私からは、最初の自治会等活動費総合補助金につきましてお答えいたします。

自治会活動費ですけれども、補助金自体は自治会ごとに限度額が決まっております、使える額はもう最初に決まってしまうと、実際、今皆さんが申請しているのは、限度額のうちの6割までは施設の維持管理費に使っていいですよということで、電気料とか水道料とかそちらに6割分を目いっぱい使っているところが多いです。

残りの4割につきましては、ほとんど多いところが、環境整備、つまり草刈り、そういうものに使われているということで、本来の目的である自治会活動の促進、地域コミュニティの醸成というところの分に回っていくお金が少ないということは要望があるところでございます。

そちらにつきましては、いろいろと意見を伺いながら増額を要望していくところは要望していきたいと担当課では思っているところでございます。

それから、3点目の職員の給料が2種類という部分ですけれども、先ほどお話ししましたように、市民センターは指定管理の人件費として計上している部分と、あと、協働体支援の分のひと・まち応援金で1名分の人件費を計上しているということを説明申し上げましたけれども、同じ部屋にいる職員でも、指定管理でもらって

いる給料の人、残りの1人はひと・まち応援金という補助金で給料をもらっている人というように、同じ仕事をしているように見えるのですけれども、実際の給料の出所が違うということで、補助金のひと・まち応援金のほうは、その使った分の人件費は最後に精算してくださいという仕組みになっておりますので、どうしても、職員を色を分けて2種類で人件費を経理していかなければならないということで、2つに分けるのは大変時間もかかるし手間もかかるということで、協働体からは一本化できないのかということで要望を受けているところでございます。

それで、先ほど申し上げましたモデル事業交付金というものは、今まで人件費の分をちょっと変えたのですけれども、人件費としての分は計算していないところでございます。

つまり、人件費の精算はないということで交付金として交付したところでございます。

これは、人件費相当額は基本額として保障しますけれども、それを人件費に幾ら使ってもいいですよ、極端な話、人件費に使わなくてもいいですよということで、精算業務がないということで協働体の負担軽減に努めたところでございます。

実際のところは、今までのひと・まち応援金と同じ分の人件費相当額は確保してございますので、協働体でボーナスの分を払いたいとなれば、今までは払えなかった分を払えとか、そのような自由度を増すような仕組みにしているところでございます。

委員長：伊藤いきがづくり課長。

いきがづくり課長：私からは先ほどの施設整備の部分でございまして、市民センターに関しましては、やはり老朽化が進んでいるところが多いという実態でございまして、施設の整備につきましても、毎年、さまざまな整備の要望等が届いてきているところでございます。

先ほど具体例が挙がりました、一関市民センターの会議室の反響につきましても相談を受けておまして、建築の担当とも現地を見ながら、どうすれば対策がとれるのかとか、市民センターとも協議をしながら進めているところでございます。

どうしても予算に限りはありますけれども、緊急性とか安全性の部分を優先しながら整備については進めてまいりたいと思っております。

委員長：武田委員。

武田委員：今の最後の話からですが、私は計画をきちんと注意すべきだと思うのです。

内部であれば職員がいろいろと配属がえになったりしますけれども、あそこは大体はそうはいかないところですから、前にもこういう話をしたと言っても、承る市の職員はどんどん変わってくるという、職員が変わるということがあって、温度差

もそれぞれというようにお話をいただきます。

ですから、今、問題意識は持っていただいているし、それぞれ屋上屋のようなものにはならないとしても、こういうことは知っていかなければならないという共通認識に立った結果、これはその年次計画でこうすべきというようなものがそれぞれのセンターごとにあると思いますので、それをきちんとお示ししながら、安心して協働のまちづくりをしていただきたい。

それからもう1つ、あそこは貸館業の中では結構多いのですが、地下は放置されていると。

ところが、あそこは貸館業の価値としてはすごくあるところなのですね、防音が100%ですから。

ただ、ものすごい悪臭がしているという話もありますので、その辺は施設整備に入る必要があると思いますが、それ以前に貸館業をやっているとなってくると、管理は指定管理者のほうでやっていて、その売り上げというか、収入があった分は、指定管理料から差し引かれるというのは、100%そういうやり方と言ったら、そのようなものは請負わないほうがいいのではないですかという感じになりますよね、煩雑になりますから。

その辺の考え方は、どのような考えでやっているのかお聞きします。

委員長：伊藤いきがづくり課長。

いきがづくり課長：施設の整備につきましては、年次計画をきちんと各市民センターに示すべきという御意見をいただきました。

こちらにつきましては、予算の関係もありますけれども、できるだけこういったところはやっていくというような、対応できるできないという部分について、市民センターにお示ししながら進めてまいりたいと考えてございます。

また、一関市民センターの地下の悪臭問題につきましても、こちらにつきましても、ことし対策を検討させていただいて、若干回復しているというようなお話を聞いているところでございますけれども、状況等を担当と確認しながらきちんと改善できるように努めていきたいと考えております。

また、指定管理料につきましてはですけども、現在の指定管理の考え方ですと、やはり指定管理の更新の際ですけども、3年間の収入の実績、また施設管理等の実績を見ながら、指定管理料の更新ということの方針で計算している中でございますので、委員がおっしゃったとおり、たくさん使っていただいて使用料収入がふえれば、指定管理料としては、その部分が収入として引かれるので、指定管理料が実際減ってしまうというような形には確かになっているかと思えます。

そちらにつきましては、市の指定管理料の積算方針がございまして、それに基づいて現在やっているところでございます。

委員長：一関市民センターの関係では前からお話がありますが、部長から何かありませんか。

森本まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：なのはなプラザの関係については、今お話のあった反響するということと悪臭の話は前から聞いているのですけれども、抜本的な改修のめどと言いますか、方策と言いますか、その部分については、私のところにはまだ具体的なお話は聞いていない状況にあります。

今、委員からお話がありましたけれども、そういった、確かに抜本的に改修するにはどうしたらいいかという部分は、やはり早急に検討しなければならないというように思います。

各市民センターごとに、それぞれ改修する場所の要望は当然ありますので、そういったものについては、当然一覧にして緊急度の高いものからということで、維持修繕を図っているという状況にあります。

それからもう1点、先ほどの指定管理料の関係ですけれども、確かに指定管理料の入ってきた収入分については、当該年度では精算しないということになっています。

更新時期に3年間の平均で収支の状況を見るということにしてございますので、そういった部分からすると、委員御指摘のとおり、努力した分が何年後かに消えてしまうという部分は、これは適正な指定管理の額は幾らか算定する場合の、こういうルールになっているというのが現状であります。

委員長：武田委員。

武田委員：今のお話は制度的にそういう仕組みをつくりましたということでした。

先ほど、このアクションプランを、今、策定中であるということですので、委員長にお願いをしておきたいのですが、これを今年度中に成果品として挙げたいということですが、途中経過をどこかで私たちも研究したいと思っておりますので、そのような機会をお願いします。

委員長：森本まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：今、武田委員からアクションプランのお話がありました。

今策定中ではありますが、総務常任委員会の皆様方に、この計画の概要について、現在のスケジュールとしては1月になりますけれども、お示しをして御意見を伺うというような、決定する前に委員の皆様にお伺いする日程を取りたいと考えております。

委員長 : はい、その対応はよろしく申し上げます。
暫時休憩します。

(休憩 14 : 59～15 : 03)

委員長 : 再開いたします。
佐藤委員。

佐藤(浩)委員 : きノウ担当課に確認したのですが、市民センターの中で水洗化にしているトイレがあるのは老松市民センターと滝沢市民センターの2カ所です。
これはぜひ、こういった地域協働をやっている中心的な建物であります。
それぞれの事情は聞いていますけれども、我が会派の要望の中にも入れていますので、今年度もまた出しますけれども、ぜひ率先して水洗化になるような担当課の取り組み、また財政当局への働きかけをやってほしいということを要望しておきます。
よろしく申し上げます。

委員長 : ただいまは要望ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
そのほか質疑の方はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ありませんので、以上で質疑を終わります。
以上で、地域づくりの現状について及び指定管理による市民センターの現状と課題についての調査を終了します。
佐藤まちづくり推進課長初め職員の皆さんには、お忙しいところありがとうございました。
職員の入れかえのため暫時休憩します。

(休憩 15 : 06～15 : 09)

委員長 : 休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、(4)ふるさと納税についてを議題といたします。
当局の説明を求めます。
森本まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 : 次にふるさと納税について、一関市ではふるさと応援寄附と呼んでおりますが、これについて、当初のふるさと納税の取り組みにつきましては、平成30

年度の寄附環境の見直しを新たなスタートとして、返礼品の拡充、充実を行い、ふるさと納税を活用した一関市の魅力や返礼品のPRなどに取り組んでいることから、成果として寄附実績が着実に伸びている状況にあります。

寄附額を11月末で昨年度の実績と比較いたしますと6.8倍となっております。

資料が12日現在であります、12月13日現在、最新できのう現在で金額の実績を申し上げますと、寄附件数が3万3278件、寄附額が4億7188万4500円となっております。

本日はこのふるさと納税制度の概要やこれまでの取り組み、ふるさと納税によるメリットなどについて説明をさせていただきます。

資料の説明につきましては交流推進課長より行いますので、よろしくお願い致します。

委員長：千葉交流推進課長。

交流推進課長：資料に沿ってふるさと応援寄附推進事業について説明させていただきます。

まず、ふるさと納税制度についての説明となります。

(1)ふるさと納税とはというところで、地方間の格差や過疎などによる減収の減少に悩む自治体に対して格差是正を推進する制度ということで、自分が選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2000円を超える部分、これが所得税と住民税から原則として全額控除されるという仕組みとなっております。

下のところに絵がございますけれども、実際の寄附額がございまして、住民税の控除額特例分、基本分、所得税の控除額とありまして、適用下限が2000円となります。

こちらは所得に応じた上限額がございしますが、基本的には2000円を超えた分が控除されるという仕組みとなっております。

(2)のふるさと納税制度の改善経緯でございますが、部長からもお話がありましたとおり、平成29年4月1日の総務大臣通知により高額な返礼品競争の過熱などによって、換金性の高い返礼品、そういったものの自粛や返戻率の抑制などが行われております。

これについては、寄附額の3割以下ということになってございます。

それを受けまして、平成31年4月1日から、国の示す要件に合致する自治体として指定された自治体のみがふるさと納税対象となる指定制度が開始されたものでございます。

これについては、ふるさと納税募集に係る経費、これは寄附額の実績の5割以内とされているものでございます。

大きな2番の一関市のふるさと応援寄附の取り組みですが、寄附環境の見直し、先ほども平成30年から見直しをしているという説明をしておりますけれども、具体的に、こちらの項目と、平成29年度までの取り組みと、平成30年9月からの取

り組みを表にまとめてございます。

上からですが、ポータルサイト、これは寄附額を皆さんが選んで寄附をするというインターネットのサイトでございますが、平成 29 年度までは利用しておりませんでした。

平成 30 年 9 月からふるさとチョイスと楽天ふるさと納税、この 2 つのポータルサイトを利用しております。

楽天ふるさと納税に関しましては令和 2 年 10 月からの活用となっております。

寄附金の納付方法は、平成 29 年までは郵便振替のみでございましたけれども、平成 30 年からはポータルサイトを活用したということもございまして、クレジットカードですとかマルチペイメント支払いというような形で柔軟に対応しているところ です。

寄附金額区分につきましても、1 万円だったものから、現在は 5000 円から 100 万円、また 100 万円以上の返礼品、寄附金につきましても、協議結果で可能としてございます。

返礼品の発送やお礼状、寄附証明の発送ですが、寄附の額が少なかった時は年 3 回まとめて発送していたところですが、現在はその都度発送としてございます。

返礼品の対応回数も、複数回の寄附があっても年 1 回しか返礼品を出していなかったのですが、平成 30 年度からは寄附の都度に返礼品を渡すという対応にしております。

返礼品も平成 29 年度までは 30 品でしたが、公募など市内事業者に呼びかけしまして 126 品でスタートしておりますが、現在は約 600 品ほどの返礼品が登録になってございます。

返礼品の開拓ということで、これまで行ってきていなかったものを平成 30 年度からは事業者とか、そういった方々と研修会ですとか、あとは我々や関係するいろいろな団体のほうで事業者訪問などをして実施しているところです。

災害支援ということでは、災害時、こちらのポータルサイトで寄附を募ることができるわけですが、その準備はもう既に行っているところです。

ことし幸いにも大きな災害がなかったということで、そういった形の募集は行ってございません。

2 ページ目になります。

ポータルサイトの利用及び業務委託の状況ということで、こちらは当市の今の現状でございます。

ポータルサイトにつきましては、ふるさとチョイス、これは当時、寄附金額の実績が一番よかったというポータルサイトのふるさとチョイスを先に活用し始めました。

令和 2 年度からは楽天ふるさと納税ということで、これは令和 2 年度時点で寄附金額実績が一番のポータルサイトとなっております。

そのほかにも、ふるさと納税を扱うポータルサイトがあるわけなのですが、中間

業務委託もセットで受けなければいけないとか、利用料が高いなどといった理由から現在はこの2つのポータルサイトのみを利用しているところでございます。

業務委託につきましては、大きく中間業務委託と支援業務委託とございますが、①の中間業務委託、こちらは令和元年6月から一般社団法人世界遺産平泉・一関DMOに受託していただいております。

委託内容としましては、お礼状や寄附証明の発送、返礼品の受発注、寄附者及び返礼品事業者への対応、返礼品の開拓、ふるさと納税のプロモーションなどを行っていただいております。

次に、支援業務委託ですが、こちらは令和2年10月15日から株式会社フロムゼロ、北上市にある会社ですが、そちらに受託していただいております。

内容につきましては、返礼品開拓とポータルサイトを活用したPR戦略の実施や指導、中間業務受託者、これは平泉・一関DMOですが、そちらへの指導ですとか、返礼品事業者勉強会の講師対応など、戦略的な取り組みなどについても支援をいただいているところでございます。

これらの業務委託などにつきましても、先進自治体からの失敗事例を学んだりして、そういった形で委託してきているものです。

具体的にこちらに書いてございますが、大手企業に委託しますと地元の事業者がなかなか足を運ばないですとか、支出が市外に流れる、対応が機械的だというようなこともございます。

地元の方々に委託するということで、地元連携に含めておりますし、市内での支出が循環すると。

あとは寄附を伸ばす取り組みが若干弱いというようなどころはあるのですけれども、この弱いという部分について、支援業務委託を令和2年から追加で行っているという仕組みとなってございます。

3のこれまでの寄附額実績ですが、こちらは平成20年度からの表になってございます。

ポータルサイトを利用し始めたところからぐんぐんと実績が伸びておりまして、令和2年度にはぐんと伸びたところ です。

平成20年度から比べれば約100倍近く伸びているというようになります。

一番下に、令和3年12月12日現在の実績ということで記載してございますが、現在、4億7000万円ぐらいでありまして過去最高額となっているところでございます。

資料3ページ目でございます。

こちらは寄附をいただいた方の返礼品の実績等について記載してございます。

まず(1)寄附者に選択されている返礼品の傾向ということで、こちらは令和2年度実績で掲載してございます。

1位は雑貨・日用品ということで、1億2100万円程度となっております。

割合的には4割強となっております。

これに対する事業者への支払い額が 3294 万 7549 円となっております。

同じように 2 位が肉、3 位が米、もち、4 位が美容、その他美容、5 位が菓子となっております。

大きくは、雑貨、日用品、肉、米、もちというところでほとんど占められているということになります。

(2)として登録されている返礼品の傾向ですが、先ほど 600 品が登録されていると話しましたが、具体的に登録されている返礼品の傾向としましては、肉、加工肉、そちらが 118 件、割合とすれば 2 割となっております。

その次に米、もち米、パン、もちなどの種類でございますが、108 件で 19% となっておりますし、あとは雑貨、お酒、イベントやチケットなどと続いております。

この実績の(3)のその他ですが、これは令和 2 年度実績で、寄附回数、同じ人が何回寄附しているのかというものですけれども、寄附回数は、多い人で 6 回から 13 回寄附されている方がいらっしゃいます。

寄附単価につきましては、平均で 1 万 3330 円、高額寄附につきましては、令和 2 年度実績ですと 40 万円から 700 万円というような寄附をいただいております。

寄附をいただいた方の出身でございますけれども、1 位は東京都、2 位は神奈川県、3 位は大阪府から寄附をいただいているところであります。

続いて、5 のふるさと応援寄附推進事業、こちらは市の予算の概要についてです。

まず、(1)歳入予算については、ふるさと応援寄附金、こちらは特定寄附金としまして、当該年度の実績見込み額を歳入予算として計上してございます。

もう 1 つ、ふるさと応援基金繰入金、こちらにつきましては、基金の積立金から当該年度に充当する予定額を予算計上してございます。

(2)の歳出予算でございますが、1 つ目がふるさと応援寄附推進事業費、当該事業を運営するための経費となっております。

次に説明させていただきますが、あくまで当該事業を運営するための経費でございます。

そのほかに、ふるさと応援基金積立金というのがございます。

こちら先ほど歳入のほうで説明しました繰入金と関連いたしますが、当該年度の寄附金額、当該年度に寄附金を基金に積み立てることになってございますが、そちらへの経費となっております。

基金へ積み立てるということについては条例のほうで定めているものでございます。

(3)として、ふるさと応援寄附推進事業費のうちの必須経費の内訳、これは今年度の令和 3 年度予算ということになってございますけれども、寄附者の返礼品代、あとは送料でございます。

こちらは寄附金額の予算ベースですが 32% で見えております。

さらに 32% の内訳は品代が 27%、送料は 5% で見えております。

品代につきましては、事業者へ支払われる額となりまして、送料については、市

が負担しているものでございます。

ポータルサイト使用料は、こちら寄附金額の5%、使用料は定額というものを選んでおりますので、ふるさとチョイスと楽天ふるさと納税に払っている使用料でございませう。

決済手数料、こちらは寄附金額の3%と予算で見えておりますが、クレジット決済ですとか、マルチペイメント支払いの関係でそれぞれ手数料がかかりますが、手数料が1%から3.5%ぐらい、それぞれの会社によってパーセンテージが違うわけなのですけれども、平均してこれまでの実績を見ながら寄附金額の3%ということで予算は積算しているところではございませう。

合計で43%となつてございまして、先ほど寄附実績の5割以内と説明したところではございませう、募集に係る経費5割のうち、必要経費で4.3割、残り0.7割分はその他の必要経費で予算計上しているものでございませう。

その他の経費というのは、職員の旅費ですとか、中間業務の委託経費、あと寄附者の管理システム使用料などがございませうし、あとは募集にかかる経費、これは国から明確に定められておりますが、寄附を集めるための経費以外はこちらの対象外、5割以内の対象外だということで定められているところでございませう。

当該予算は、実績がなければ支出を要しない経費となりますので、歳入に対して歳出のほうは組んでおりますけれども、実績がなければ支出されないものとなります。

4ページ目でございますが、6の寄附者が選択できる寄附金の使い道ということではございませう。

こちらは、条例で決まっておりますふるさと応援寄附条例というものでございませうし、施行規則の中でも5つの項目がございませう。

こちらに記載のとおり、ふるさとの歴史と自然を大切にす事業、ふるさとの産業を元気にす事業、ふるさとの子供と高齢者の笑顔が輝く事業、ふるさとのスポーツと文化を育む事業、その他市政の推進に資する事業ということで、これらを寄附者がどの事業に寄附額を使ってほしいか選べる形になってございませう。

次に、ふるさと応援寄附の受発注の流れということで、市の仕組みを図を使って説明しているものでございませう。

まずこの寄附者の方、①寄附の申し込み、これは楽天ふるさと納税とかふるさとチョイスといったポータルサイトで、自分がどれぐらいの寄附をします、どの返礼を選びますというようなものを選択してもらいませう。

その寄附の流れについては、クレジット決済でこのポータルサイトを使ったときにはクレジット決済を行う形になります。

クレジット決済事業者のほうから決済が終了しましたという連絡がいきますと、実際、我々自治体に、この方から申し込みがありました、決済も済んでいますというような連絡が入りませう。

市やその中間事業者のほうでシステムで管理しているわけではございませう、そちら

の申し込みを受けましてお礼の品を事業者のほうに手配をいたします。

こういうようなものがありましたので、発送の準備をしてくださいという形になります。

事業者は、お礼の品を寄附者の方に送るといような形になります。

右のところにある事業者ですが、実際に物を発送したあとに、市のほうに請求をいただき市のほうから事業者に対して品代が振り込まれるという流れになってございます。

こちらの情報の流れ、寄附金の流れ、お礼の品や受領証明書の流れをカラーで示しております。

8の市内事業者の返礼品協力事業者となるメリットということで、こちら、市内の事業者がふるさと納税に返礼品を登録して、商品を通常販売するよりもどのようなメリットがあるかというものになってございます。

まず1つは、ポータルサイトを通じて返礼品及び事業者のPRをすることができます。

例えば、加工品とか肉とかであっても、どここのどういう商品ですとインターネットサイトでPRする形になりますので、事業者の名前やそのものに対するPRについてもポータルサイトでPRすることができます。

電商取引、これはインターネットを通じた販売ということで、なかなかインターネットを使った販売というのは、それぞれの事業者の方々、個人事業者であっても取り組むのにハードルが高いのですが、これを市のほうで、そういった場所を提供していますので、無料で利用できるということになってございます。

3つ目、送料は市が負担するというので、通常、受注発注を受けたとき、通常の販売ルートですと送料までお客さんの負担、もしくは送料込みで事業者が発送するということが多いかと思うのですが、ふるさと納税に関しては、商品だけ発送して送料は市が負担しますので、その分、事業者が負担する必要がないということになります。

4つ目ですが、販路拡大や顧客確保、利益増の可能性を広げながら市に貢献することができるということで、これは経済の循環の1つでもあるのですが、例えばここに書いているのですが、3000円の商品を1万円の寄附で選んでいただいた場合の例でございます。

寄附金とすれば1万円の寄附金を選んで3000円の商品となりますので、御自分は3000円の商品を売りますけれども、それを選んでいただいたおかげで7000円を市に持ってきていただいているということになります。

なお返礼品協力事業者、また返礼品については、随時いろいろ開拓しながら募集しているところでございます。

また季節的なものの商品もございますので、それはその都度その都度、季節の時だけ出していただいて、あとはちょっと募集をとめるというような、そういう仕組みなどもうまく活用しているところでございます。

最後に、9のふるさと応援寄附によるメリット、これは経済効果の循環ということでもまとめてありますけれども、まず寄附者目線で見ますとふるさと応援をすることができるということ。

あと、今までちょっとかかわりがなかったけれども、岩手県一関市にちょっと関心があるというような、そういった点では新たな自治体との交流のきっかけにつながる、あとは、一番はこの税額の控除が大きいというところがあるかと思うのですが、2000円以上の部分が控除されるという寄附者にとっての大きなメリットとなっております。

返礼品協力事業者ということでは、先ほどの繰り返しになりますけれども、自社の品物のPR、販路拡大、顧客の確保、売上増、地域貢献というものが、市のこのポータルサイト、ふるさと納税の仕組みに参加することでこういったメリットを受けることができます。

市とすれば、市全体として、市内の事業者の方々や市のPRにもなりますし、あとはやはり財源確保になります。

事業費に充当するということで、市民のために利用できるということになります。

こちら図にあるように、寄附者、市、事業者、そして市民もということで、四方に本当にメリットがあるというような制度となっております。

以上、ふるさと寄附推進事業ということで、制度の大きな概要としての取り組みについて説明させていただきました。

委員長：それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：中間業務委託の平泉・一関DMOは、まず発足した当初は目的が違う一般社団法人だったけれども、今までのそういった流れの中で、このふるさと応援寄附推進事業にも委託しているということになりますけれども、今、平泉・一関DMOの事業内容は、この中間業務が主となってきてはいませんか。

所管が違いますが、部長いかがですか。

委員長：森本まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：ちょっと今、平泉・一関DMOの決算状況はわからないのですが、収入の面から見ると、確かにこの中間業務支援の寄附額が大きくなってくれば、当然収入も大きいということで、活動の1つの大きな柱となっていることは事実であります。

ただ観光推進という意味で捉えますと、平泉・一関DMO自体が重点支援DMOということで指定を受けていますので、国からの補助が受けられるということでは

ので、そういったメリットがあつて、その観光事業にも力を入れるというのが実態だというように思っております。

ですので、そちらの補助金も、かなりの金額が平泉・一関DMOに流れてきているというのが実態であります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：確かに、今度観光庁のほうからも指定を受けて補助金も入ることになってはいますが、それで平泉・一関DMOがいろいろと一関市にとって必要な団体であり、一生懸命やっていたのは承知しているところですが、そこでちょっと心配なのは、委託の内容がお礼状や寄附証明の発送とあるのだけれども、納税額の情報が平泉・一関DMOにあるというのは、その辺はもう十分研究されている話でしょうけれども、これについては一切何も問題はなかったのでしょうか。

委員長：千葉交流推進課長。

交流推進課長：特に、委託の時点では問題がないと判断して行っております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：心配なのは、一関市に寄附したという情報がどこからか、どこかの人に知られたというか、どうして知っているのかなということがあると。

こういった納税関係の資料については、もちろん外には出せない情報のはずだし、業務委託している方についても、その辺の守秘義務も契約書の中には十分記載されているものだと思うけれども、その辺はやはり市として、委託する側としては非常に重要なことなので、大事なことなので、その管理は厳密にやらなければならないと思っているので、ぜひそれをよろしくお願いします。

それからもう1点、このふるさと納税については、ここのグラフにあるように今までずっと低迷している中で、私たち議員が一般質問などで、ほかに比べて低いと言ってきている中で、やっそこまできたということで評価はしているのだけれども、その当時に回答していたのは今の佐藤市長だから、そこまで考えていないということでずっときたけれども、いずれこういう格好でポータルサイトを使いながら伸びてきたと、今度はこれをいかに市の事業に充てていくかということが、もちろん担当課のほうの話ではなくて、財政的な話もあったし、全体の中で今基金の中に入れていたような状態だけれども、それらをやはり考えていかなければならないのではないかと思う。

先ほど示された5つの事業に使いますと言うけれども、その辺の判断、最後は市

長判断になると思うのだけれども、こういった寄附金は、ぜひ独自の政策なり何らかに使っていく、庁内全体でこれを使っていく仕組みを、ぜひ市長を筆頭に考えてほしいと思います。

全体のことなので、部長に答弁を求めてもあれなので、使い方については意見があったということをぜひ全体で共有していただきたいと思います。

委員長：森本まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：先ほどの説明で、使い道については規則で5つのものが決まっているわけですが、それに充てるような形で充当しています。

この寄附額が確かに急激に、昨年が2億8000万円、ことしは今回の補正で計上しますと約6億円を見込むということで、金額がかなり大きくなってきていますので、委員お話しのとおり、その使い道についてはきちんとした形で皆さんに寄附者、あるいは市民の方にお示しできるようにしていかなければならないというように思っていますので、この部分については、早急に、これは市長の耳には届けておりますので、そういった部分については明確に柱というようなものができればいいのでしようけれども、その辺については、今後協議を進めていく段階であります。

よろしく申し上げます。

委員長：千葉栄生委員。

千葉(栄)委員：寄附者が選択できるということで、寄附者がこの5項目のこれに使ってくださいということができるといことですね。

現時点で、どれがどれぐらいだということがわかりますか。

委員長：千葉交流推進課長。

交流推進課長：今年度の実績はまだ整理していないところがございますけれども、3番目の子どもと高齢者の笑顔が輝く事業ですとか、1番目のふるさとの歴史と自然を大切に作る事業などは高い傾向にありますし、それに合うような事業に充当させていただいているところです。

実際こちらの表を見ていただければわかるのですがけれども、ここ数年でぐんぐんと伸びてきたので、それまでは本当に何百万円から1000万円という数字ですので、入ってくる金額はきちんと管理しておりますので、ただ翌年度以降の事業に充当していますので、今のところ基金条例ではありますけれども、寄附をいただいたということで、それを事業に充てて循環させている状況ではあります。

詳しい資料については、また改めて、次の機会にでもお示しできればと思います。

委員長：武田委員。

武田委員：平泉・一関DMOの委託となっておりますが、私も不安を持っているところがあります。

この業務委託の形態はどのようになっていますか。

委員長：千葉交流推進課長。

交流推進課長：不安な形ということで、先ほど守秘義務ですとか、個人情報管理についてはもちろん契約の条項に記載しておりますけれども、この中間業務委託を受けるに当たって、人件費はこのくらいと、きちんと人をあてがってやってくださいというような形で、今の観光の部分のDMOとは別に、きちんと委託する内容を遂行していただくような形で、人件費のほかにあとリース代ですとか広告費をきちんと積算してパーセンテージでやっておりますし、月に1回、この中間事業者の2つの事業者ありますけれども、そこと市で情報交換を、それぞれが行っている作業についての進捗状況の確認ですとか、その都度いろいろ課題が出てきますので、それを共有しながら、例えばこの月にはこれをもっと強化していこうですとか、そういったことを定期的に情報交換しながら行っております。

ですので、それぞれの事業所、中間業者の方々とは連携を密にしてと言いますか、それぞれが行っていることをお互いに把握しながらやっているところですので、なるべく我々が不安を感じないような形で、しっかり行えていると認識をしているところです。

委員長：武田委員。

武田委員：その部分はその部分として、ありがとうございます。

例えばこれは成長産業ですね。

当初の年度始めと、中間、あるいは最終というようなところでは、業務の量も変わってくる中で、どういう業務委託の形態になっているのかをまず聞きたかったということなのです。

最初は1人でやっていたことが、今、おっしゃるように、その年度中でもかなり、そういう、寄附の件数が多くなったということになりますと、手が足りなくなるということも出てくるのではないかと、それとあわせて、その相手方に対しての対応が滞ったりとか、お礼状の中身がどのようなものかよくわかりませんが、いずれせうかく当市を選んでいただいた寄附者に対しては、失礼のないようにというよりは、おもてなしの気持ちというようなもので、いずれは一関市に来てみたいとか、一関市に住んでみたいというような気持ちにまでなるような、何とかそのような対応の仕方というのは創意工夫をしていく必要があるだろうと思うのです。

そういう部分までは、多分委託していないのだと思いますが、私はやはりその窓口になっている方というのは大変重要なのではないかと思うことで、今、これからこうなって3倍になった10倍になったというものが継続できるか、これ以上いくかということについては、やはり窓口になっている方のその対応がかなりあるのではないかという思いをしたものですからお聞きしました。

それからもう1つは、どうしても市民の方々がこのような形で、他の自治体にふるさと納税をやっている、そのような金額をつかんでいればお知らせ願います。

委員長：森本まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：中間業務委託ということで平泉・一関DMOに委託しているわけですが、委託の際にはきちんと仕様の中で、業務について細かく指示をしているところでもあります。

もう一度2ページをごらんいただきたいのですが、委託業務の中に先ほどお礼状や寄附証明の発行、発送というようなことがあります。これは機械的に間違いなくやっていたらそれまでなのですが、それ以外に、やはりこの寄附者、返礼品事業者への対応ということで、こういったこととか返礼品の開拓、直接現場に行き、市内の事業所にこういったふるさと納税制度がありますので返礼品にいかがですかというような、今はない商品でも、こういったものにすればふるさと返礼品になりますというように開拓をさせていただいております。

さらには、例えば、これとこれを結びつけてコラボの商品にするとといったようなプロモーションといいますか、そういったことも平泉・一関DMOにやっております。

いわゆる寄附者目線と言いますか、平泉・一関DMOは全国の情報を持っていますので、そういったある意味で、市職員ではない目線での返礼品の開拓というような部分を担っていただいているというようなことで、平泉・一関DMOに委託している状況です。

委員長：千葉交流推進課長。

千葉交流推進課長：先ほど、寄附額が伸びれば平泉・一関DMOの業務もふえるのではないかとこのところですが、委託料に関しては寄附実績に合わせた形で定額ではなくやっておりますので、業務がふえて寄附額が伸びた分については、追加で人を雇うとか効率的にやるためにシステムでやれるような形で委託したりなどというような、そういった形も取り入れてやっております。

いずれ、この窓口での対応が停滞しないようにということについてはいろいろと試行錯誤しながら、その年の途中であっても、システム業者に委託するなど、そういったことを運用しながら問い合わせについてはリアルタイムで対応するような

仕組みでやっております。

主幹業務の市にも問い合わせが来ますので、そこについては、常に関係人口となるきっかけだという意識を持って対応させていただいているところです。

市外への寄附金につきましては税務課になるとは思いますけれども、令和2年度の実績で見ますと、一関市民が他市へ寄附した金額は1232件で、1億1300万円、ただし、地方税、地方交付税をもらう際の基準財政収入額にこの地方税は大きく影響してくるのですが、この減った分のもともと75%は地方交付税の基準財政収入額に補填されますので、丸々この1億円分が全て行くわけではなく、75%分が交付税の算定の中で補填されているという仕組みになっております。

委員長：佐藤幸淑委員。

佐藤（幸）委員：2点ほどお願いします。

まず1点目ですけれども、企業版ふるさと納税の流れを、今回ちょっと資料に載っていないので教えていただきたいと思います。

あと、納税額がふえているというところでは、それはそれで、実績としてはわかったのですが、そこに対しての今の課題をどう捉えているのかをお聞きします。

委員長：千葉交流推進課長。

交流推進課長：企業版ふるさと納税に関しましては、商工労働部で現在進めているものでして、産業建設常任委員会の所管になると思います。

交流推進課のほうでは、ふるさと応援寄附の一般市民からの寄附の部分に対する対応をさせていただいています。

2点目の納税額がふえていることの課題ということでございましたが、これについては、やはり事務が煩雑になるのをいかにミスなく遅滞なくやるかというのはもちろんですし、やはり申し込み者が多くなって返礼品もたくさん出てきますので、送料が市の負担ということで、やはり結構かかります。

それにつきましては、今どうやったら送料を抑えることができるかということ、運送業者とかと意見交換をしながら検討している段階でございます。

委員長：千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：件数、金額ともとても大きくなってくると全国でいろいろな不正が起きてくる。

にせものを送ったり、事業者と職員が何か変なことをやったり、そういうのが全国にたくさんあります。

岩手県にもあるのです。

多くなればなるほど供給ができなくなるから。

そうするとよそから買ってきたものを、あたかも自分のところの商品みたいにして送ったという事例も全国切りなくあるから、そういうところに、誰が目を光らせてチェックをするかという、これは一気に信頼をなくすことですから、ぜひ注意をして、量が多くなればなるほど気をつけていただきたいと思います。

委員長：千葉交流推進課長。

交流推進課長：返礼品の登録に当たっては、事業者から提案していただいた登録を、中身を本当にチェックして、例えば滞納があるとかないとか、そういう細かいところから、その体制とか、そういったことも全部審査の段階でかなり厳しくチェックさせていただいております。

また返礼品が登録になったものに関しても、その数量が一気に、例えば、今から年末、これからどんどんまた一気にふえてくるのですが、そういうときに対応ができるのかどうかとか、そういうので数量を最初からこのぐらいにしたほうがいいのか、たくさん受注が来て受けきれなかったらこういうことをすぐに対応してくださいということも事前に事業者とお話をして、リスクはこういうことがあるということも事前に説明しておりますし、返礼品登録の際はかなり厳しい審査をしておりますので、今委員が話した内容については、そういったことは肝に銘じながら進めていければと思っております。

委員長：この際、委員として質疑をしたいので、暫時、副委員長と交代します。

(委員長交代)

副委員長：それでは、暫時、委員長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

質疑を続けます。

沼倉委員。

沼倉委員：納税証明は市長名で出るから、よほどきちんと管理しないと、単なる郵便物ではないのだけれども、その辺は協定というか、あるいは損害賠償まで含めて、かなり厳しい取り組みをやっていると思うのだけれども、その辺の内容についてお伺いします。

次に、ふるさと納税で自治体によっては、例えば実家のお墓掃除をしてほしいとか、それから草刈りとか、物ではないけれども、要するにふるさとを応援したいのだけれども、そういうニーズが都会の人には結構あるみたいなのだけれども、そういうのがこのメニューに入る予定があるかどうかお聞きします。

先ほどの説明で、中間業者が納税証明も送っているという記述があるのだけれど

も、それは分離していると思うのだけれども、要するに中間業者が納税証明を送っていると、お礼状と寄附証明の発送があるのだけれども、それはあくまで市のほうで送っているのでしょうか、区分はどうしていますか。

それから、大分頑張っているのだけれども、岩手県内では花巻市がもう 30 億円超えているし、全国では 300 何十億円という自治体もあるのだけれども、その辺の最新の取り組みを市の取り組みに反映しているのかどうか伺います。

副委員長：千葉交流推進課長。

交流推進課長：まず、納税証明については平泉・一関DMOに委託して送っていただいております。

また今、ワンストップサービスというような形で、だんだん紙媒体ではなく、そのポータルサイト内で寄附証明をいただけるというような総務省の取り組みで、マイナンバーカードにもつながってくるからなのですが、今は紙ベースで送っていますが、ほかの自治体では既に紙媒体ではなくポータルサイトの情報から申告ができるような、そういう仕組みにも実は変わりつつあります。

今現在は平泉・一関DMOに委託しております。

お墓掃除などについては、既にもう返戻品の登録になってございまして、利用の実績もございまして。

内容的には、5のイベントやチケットなどの、などに入ります。

一関市の場合は、かなり件数と金額が伸びていますけれども、寄附単価というか、単価が安いということもございまして。

花巻市だと、例えば牛タンなどの金額の高いものが出ておりますので、そこに集中すると単純に金額が伸びるということがありますので、市とすれば、ちょっと単価の高いような返礼品なども開拓したいところではあるのですが、今のところは、市内のそれぞれの事業者の協力で、寄附単価はそんなに高くなくても、今伸びてきておりますので、そこも今後の課題だと思っております。

副委員長：委員長と交代します。

(委員長交代)

委員長：ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：ありませんので、質疑を終わります。

以上で、ふるさと納税についての調査を終了します。

森本まちづくり推進部長を初め、職員の皆さんにはお忙しいところ御出席いただきありがとうございます。

(当局退席)

委員長 : 以上で、本日予定した案件を終わります。

本日まで3回にわたりまして、皆様から出されました12の調査項目について調査をいたしました。

今後、意見交換を行いたいと思いますが、今後の調査につきましては、副委員長と相談して、後日、皆様に御案内いたしたいと思いますが、そのように進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、そのように進めたいと思います。

日程が決まり次第、案内通知を送付します。

前回調査をしております、公の施設の使用料の見直しにつきましての所管事務調査につきまして、1月6日午後1時30分から行うこととして、説明員として総務部長の出席を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて、総務部長の出席を求めることといたします。

また委員におかれましては、それまでに会派の意見の取りまとめをお願いします。ほかに委員の皆さんから何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 以上で、本日の委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

(閉会 午後4時06分)